

## 頑張る中小事業者月次支援金の追加支援に係る 補正予算の専決処分について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う飲食店の休業・時短営業の影響を大きく受け、売上が減少した県内の中小企業等を対象に、「頑張る中小事業者月次支援金」の制度を拡大し、追加支援するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、補正予算の専決処分を行いました。

### 1 追加支援の概要

前年等と比較した 売上の減少幅	支給額 (追加支援分)	対象月	《参考》 国の事業復活支援金 と月次支援金(通常分) を併せた支給額
70%以上	・ 上限 20 万円/月(中小法人) ・ 上限 10 万円/月(個人)	1 月・2 月	・ 上限 60~90 万円/月 ・ 上限 30 万円/月
90%以上	・ 上限 40 万円/月(中小法人) ・ 上限 20 万円/月(個人)	1 月・2 月	・ 上限 80~110 万円/月 ・ 上限 40 万円/月

※ 飲食店等に対し、「営業時間の短縮と酒類の提供を行わないこと」という要請をしていることで、飲食店が休業・時短営業したことにより影響を大きく受けている事業者について、追加支援を行う。

### 2 専決処分の額 1,260,000 千円

※ 3月まで集中対策を実施せざるを得ない状況が継続した場合に備えて、3か月分の所要額を専決処分する。

### 3 専決処分日 令和4年2月8日